児童自立支援施設(旧:教護院)入所児童の 高等学校進学について

打 田 信 彦

Admission of juveniles on a Home for Juvenile Training and Education (formerly Kyogo-in) to high school

Nobuhiko UCHIDA

On June 21, 1989, an executive summary entitled Expansion of the Special Education Fee to Homes for Education and Training of Juvenile Delinquents" was presented(1) by the Education Department of the Ministry of Health and Welfare (now Ministry of Health, Labour, and Welfare) at the National Meeting of the Heads of Juvenile Counseling Institutions. According to this report, although Homes for Education and Training of Juvenile Delinquents were applicable to juveniles under the age of 18 as child welfare facilities, some homes did not accept juveniles after the 3rd year of junior high school, or else expelled all students equally upon graduation from the 3rd year of junior high school regardless of the juvenile's state of reform. This was a problem that needed to be addressed urgently. Changes were made such that, in the event that a juvenile wished to attend high school or equivalent schooling, assistance was provided to the juvenile to this end. In the event that it was still particularly dIifficult for the juvenile to leave the home to attend high school, the juvenile would be able to remain in the home and attend high school. The cost of this is the same as for a foster home, with the payment of a special education fee. The point of this report is that Shiga prefecture had already independently introduced a system for juveniles to attend high school, and there are a number of cases of juveniles attending high school from a number of Homes for Education and Training of Juvenile Delinquents, demonstrating the effect on the self-reliance of the juveniles.

This report discusses the difficulty and significance of enrolling, attending, and then graduating from high school for the juveniles of Shiga Prefectural Tankaigakuen.

Key Words: Kyogo-in (Home for Education and Training of Juvenile Delinquents), System for attending high school, Special education fee, Self-reliance of juveniles, Difficulty of graduating from high school

教護院、高校通学制度、特別育成費、児童の自立、高校卒業の困難さ

はじめに

1989(平成元)年4月10日、厚生省(現在:厚生労働省)児童家庭局長は、全国の教護院等のニーズに応える形で、『教護院入所児童の高等学校進学の取り扱いについて』²²通知した。

それによると教護院入所児童の社会的自立の促進を 図るため、平成元年度から教護院入所児童についても 高等学校進学に要する費用(特別育成費)を支弁の対象 とする、併せて、年長児童の処遇体制の整備を図るこ ととした。これを児童相談所等関係機関及び教護院等 に周知徹底を図り、適切な実施に努められたいと通知 した。

教護院の教育が義務教育に準ずる教育であることを 考えると大きな前進である。しかし、養護施設では高 校通学制度は既に実施されていることであり、滋賀県 は問題行動を起こして児童相談所で指導を受ける時、 高校進学への思いを語る子どもに応える形で1979(昭和 54)年滋賀県単独事業として高校通学制度を導入してい る。

ここでは滋賀県立淡海学園(児童自立支援施設:旧教護院)における高等学校入学と通学、そして卒業することの困難さ、意義について考察する。

1. 高等学校進学について(通知趣旨)

教護院は家庭環境等の影響を受け非行傾向を示す児童の教育保護を行い、非行性を除くことを目的としている。非行行動は家庭・地域・学校における不適応行動として現れることが多いことから、教護院においては児童本人の性向改善の援助に加え、家庭復帰又は社会的自立を円滑に進めるための処遇の充実が重要である。

このため、高等学校進学を希望するものの、措置を解除して家庭から高等学校へ通うにはまだ不安がある場合、家庭環境の改善調整になお一定の期間を要する場合、又は養護施設、里親等への措置変更を行うには困難な状態である場合等に一定期間、教護院における指導を継続しつつ児童を高等学校に通わせることにより、その社会的自立に資することを目的として特別育成費を支弁するものとして、併せて年長児童の処遇体制の一層の整備を図るものとする。

義務教育修了後、未就労の者、高校中退者等の年長 児童に対する指導は非常に難しく、対応できる機関が 少ない。そうした中、教護院に対する期待は大きく、 しかし現実はそれに充分には応えられない状況があっ た。

児童相談所で子ども達は「教護院に行くと高校に進学

出来ない」とが「自分も高校に行きたい」と訴えていた。 こうした子どもの要望に応える形で県単事業の「高校通 学制度」は始まった。しかし中学時代に非行・怠学等で 学校から離れた者が、志を新たに再挑戦するとはい え、通学を続け卒業を目指すことは非常に困難なこと である。この創生期の淡海学園(以下、学園と略する) の取り組みを考察する。

- 2 . 教護院入所児童の高等学校進学の対象期間 実施方法
- (1) 年長児童の処遇計画
 - ア. 教護院長は、中学3年時の遅くとも2学期中に 関係中学校の協力を得て卒業後の進路指導を行う とともに、児童相談所長と協議し進学、就職、家 庭復帰又は養護施設、里親等への措置変更に向け ての処遇計画を定めるものとする。
 - イ.前項の協議を受けた児童相談所長は、各児童の 進学、就職、家庭復帰又は養護施設、里親等への 措置変更を円滑に進めるための指導に積極的に取 り組むものとする。
 - ウ. 教護院長は児童が高等学校進学を希望する場合にはそれに対応する指導体制をとるとともに、高等学校進学について関係中学校と協力を得るよう 努めるものとする。
- (2) 高等学校進学児童への対応
 - ア. 教護院長は教護院から高等学校に通うこととなった児童に関して速やかに児童相談所と協議し高等学校入学時からおおむね6ヵ月間の処遇計画を定めるものとする。
 - イ.児童相談所及び教護院長は児童が高校生活に円 滑に対応できるよう指導の強化を図るとともに家 庭復帰又は養護施設、里親等への措置変更が可能 となるよう努めること。
 - ウ. 教護院長は児童が高等学校へ進学し6ヶ月が経過した時点で当該児童を取り巻く状況等がまだ改善されず、引き続き教護院に在所させ、高等学校に通わせることが必要と認められる場合には、措置の継続について、その後のおおむね6ヶ月の処遇計画を添えて児童相談所に協議を行うものとする。

このことについては、学園では毎月の状況を児童相談所に報告している。学園から高校通学させる期間は、6ヶ月以上1年から2年、場合によっては3年間の長いスパンが必要と考えている。実際、虐待事例で学園から3年間通学し卒業した者がいる。ただ、残念なことに入学しても、早い時期に中退してしまう事例

もある。卒業するには高校を続けるという意志の継続 と家族の協力が必要である。

- 3.滋賀県立淡海学園より高校通学の現状(平成元年度)³³
- (1) 過去3年間の通学状況(高校1年~3年)

(1) 過去3年間の通学状況(高校1年~3年)

	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度
公立全日制	6人	6人	7人
専修学校	1人		
職業訓練校	1人	1人	3人

(2) 在所期間、入所理由、生活状況(高校入試までの状況)

在所期間 原則として中学3年生の9月以前の 入園について高校受験を認めている

入所理由 問わない

生活状況 本人両親の希望が強ければ、特に規制なく進学を認める。進学を励みに 生活状況の向上を働きかける。

(3) 学園から通学の理由

在園期間が1年に満たない者は、進学後も学園 から通学させる。

実際は家庭状況が良くない(経済的に苦しい、監護能力がない等)とか、進学先や地元での友人関係が心配される場合がある。

通知文では『高等学校進学児童への対応』の中で、「児童相談所長及び教護院長は児童が高校生活に円滑に対応できるよう指導の強化を図るとともに家庭復帰が」(略)可能となるよう努めること」としている。

理想は施設内での処遇が処遇計画通り達成し次段階に進める状況にあれば良いが、中学3年生の後期に入園し高校入学後は、早期に家庭復帰したいというのが子どもの本音だったりする。学園としては高校を続けるには「入学後も学園から通学する」という約束の元での進学にならざるを得ない。

(4) 高校入学後の生活状況

事例により異なるが、入学当初は学園から通う緊張感で学校生活に何とか適応しているが、顔馴染みがいない、友達が出来ない等で悩む場合もある。しかし、慣れるにつれ、中学校時代と同様な行動を再度高校で試みるようになる。こうした怠学、喫煙、万引き等で学校から呼び出しを受け、謹慎処分を受ける者もいる。

(5) 通学方法・通学時間

方法:自転車、バス、電車 時間:片道 30分から2時間

(6) 学園処遇児童とのかかわり

内規としては特にない。高校生も基本的に学園にいる間は、学園のルールに従う(別日課の時もある)。他の在園生の見本になるような生活を送るように指導する。

- (7) 服装、髪型について 各高校の規則に準ずる。
- (8) 友達付き合いと交流について
 - ・友達の来園、電話の取り次ぎ等は認める。
 - ・特定の異性との交際を認めることもある。
 - ・高校では良い友人を作るように指導、入園前につ きあっていた友人とはかかわりを持たない。
 - ・休日等に遊びに出かけることもある。 それぞれの子どもの実績に応じ上記のような事を 徐々に認めていく。

当然「学校では良い友人を作るように指導する」が、中学時代から怠学傾向の子どもは葛藤しつつも自分に 負けてしまう事例がある。

(9) 毎日の小遣いについて

金銭出納帳を毎日記帳する。毎日、サイフには300 円程度入っている様にする。必要に応じて多くなることもある。

(10) 高校生の外出・帰省について

外出:各高校の規律に準ずる(学校行事・クラブ 等)

帰省:学校生活を中心に考えるが、家庭復帰が近づけば帰宅訓練等を行い、それぞれの子どもの実績に応じて外出も帰宅訓練も幅を広げている。

- (11) 高校通学に関する問題点
 - ・通学距離の問題
 - ・経済的問題 措置内でまかないきれず親の負担がある。
 - ・規制のある学園からの通学と価値観の多様な一般 家庭からの通学との差をどう埋めていくか。
 - ・親の姿勢 協力が得られない等。
- (12) 今後の課題
 - ・受験以前に高校通学の実態を本人と親に理解させる必要がある。基本的には1年の2学期以降(6ヶ月を目安として)家庭から通学させることを前提に家庭の受け入れ体制を整えられるように働きかける。

・保護者の負担金を少なくすること。

(13) その他

- ・定期テストに向けての勉強に取り組む姿勢のあり 方を学園から通学中に身につけさせる。
- ・自宅通学になれば、地理的に可能なら週末に近況 報告のため、月1度来園する、また場合によって は何泊かして体勢を立て直す。

学園はこうした取り組みをしてきた。そして、子ど もと親に学園と同一歩調で歩むことを求めている。

4. 学校という名の教護院

1979(昭和54)年4月『学校という名の教護院』4)で田 中は教護院について論述している。

田中は、総理府少年対策本部の編纂した"青少年白 書"に「教護院において学習指導の強化が必要である」等 と、ここ数年全く同じ事が理由も付けず書かれている ことを指摘している。

なるほど、学習の遅れは児童のパーソナリティに重 大な影響を与えるから、学習体制の充実はその意味で 不可欠である。だが教護院における教育の重大問題 は、その教育が学校教育に基づく教育とされず、入院 児童の教育を受ける権利を侵害していることにある。 義務教育に準ずる教育は、平成9年の児童福祉法改正 まで続いた。

児童福祉法48条は児童福祉施設入所児童に対する義 務教育についての規定であるが、教護院を除外してい る。つまり教護院は学校教育法1条に掲げる学校には 含まれていないから教育を行っても、法律上は学校で はない。家庭学校とか武蔵野学院という名前がつけら れていても学校という名の教護院でしかない。

児童福祉法施行後60年、現在も児童は、学校教育法 23条による就学義務の猶予又は免除という暖昧な処理 を受けて教護院に入院してくる。

そうすると入院児童の学籍はどうなるのか、大阪府 は「就学の手引き」により入院児童の学籍を出身学校に 留めて置くように指示しているが、実際の取り扱いは 各府県によりまちまちで、教護院と各小・中学校長の 個別的協議で処理しているところが多く、出身学校で 学籍を抹消する例もかなりある。学籍が抹消されると 教護院としては学籍を受ける法的根拠は無いから、義 務教育課程で学籍が空白になり、その結果、教護院に 入院した児童は出身学校から内申書の作成を拒否さ れ、成績表をオール1にされることもあり、事実上、 進学就職に関して不利益な取扱いを受ける。

そこで教護院側は、教護の完成前であっても、中学 校卒業以前に退院させようとし児童相談所も、中学3 年の児童については、教護院への措置をためらう傾向 がある。

淡海学園においては、内申書の問題は、1968(昭和 43 年より、義務教育を導入していることもあり、毎年 開催する出身児童関係者懇談会で繰り返し説明するこ とで、理解を得られるようになった。ただ、内申書は 出身中学校としても在校生と相対評価することの難し さはあった。

高校受験は高校側に教護院に対する偏見があり、中 学校卒業期まで在園した者が不利になる事例もあっ た。そうした中、近隣の高校の理解は徐々に得られ、 むしろ学園に在籍している方が、生活指導を学園と協 力して出来ると認識されるように変化した。

5. 高校入学生の動向

昭和54年度、入学生5人、学園の進学率25%、入学 者の内、卒業した者は1人だった。昭和59年度、高校 2年で入園した者は、学園より通学し卒業し、昭和60 年度、高校に入学し卒業した者は、短大に進学卒業し た。昭和63年度、一人は3年間学園より通学し卒業し た。

一般中学校の高校進学率90%以上を考えると、学園 の進学率は低く、更に卒業出来る者は少ない。

平成元年度、入学生。1年間学園から通学、2年生 からは実家から通学し、卒業した。その後、4年制大 学の政経学部を卒業した。

平成2年度入学生。1年間学園から通学。2年生か

			~~	, o
昭54	55	56	57	58

	昭54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
入学生	5	2	4	6	6	7	2	9	7	7
3 年生	20	17	20	21	26	18	18	25	25	18
進学率(%)	25	28.6	20	28.6	23.1	38.5	11.1	36	28	38.8
学園からの通学	5	4	2	2	4	3	4	1	5	4
卒業した者	1	2	2	3	3	0	0	1	1	1

年度別准学児童数(5)

	平元年	2	3	4	5	6	7		
入学生	10	6	7	7	4	4	2		
3 年生	27	21	19	18	8	14	14		
進学率(%)	37	28.5	36.8	38.9	50.0	28.6	14.3		
学園からの通学	6	4	4	6	3	3	2		
卒業した者	1	3	1	2	1	2	0		

年度別進学児童数(5)

ら実家から通学するも、旧友との関係が復活し行動が 不安定になったので、家族が協力し高校近くに転居し て卒業、その後、短大を卒業した。

平成4年度、高校3年で入園。公立高校から私立高校(通信制)に転校し卒業。その後、短大入学、半年間、学園から通学し卒業した。

	平成 8	9	10	11	12	13
入学生	4	2	4	4	3	9
3 年生	18	11	11	12	11	16
進学率(%)	22.2	18.2	36.4	33.3	27.3	56 . 3
学園からの通学	1	0	2	1	1	3
卒業した者	0	0	2	0	1	2

(滋賀県立淡海学園資料)

平成10年度入学生。学園から3年間通学し高校卒業。福祉大学に進学するも中退した。

平成13年度高校進学率は、初めて56.3%を記録した。

	平成14	15	16	17	18	19
入学生	5	6	5	6	6	5
3 年生	13	10	9	15	12	10
進学率(%)	38.5	60.0	55 . 6	40.0	50.0	50.0
学園からの通学	1	1	1	1	2	0
卒業した者	1	2	1	1	4	5
				(在学中)	(在学中)	(在学中)

(滋賀県立淡海学園資料)

平成15年度は高校進学率60.0%となり、平成16年度には55.6%を記録した。この変化は、いろいろな理由は考えられるが、高校合格は学園に入園していることが問題なのではなく、内申書によって、本人自身が重視にされるように変わってきたことが考えられる。

表面的にはまた、児童養護施設と児童自立支援施設では、あまり変わらない子どもが入園するようになり 非行児の質的な変化が伺える。

しかし、高校卒業者数をみると、児童養護施設との

差は大きい、それだけ心の傷の深さの差が影響しているのである。

おわりに

中学校での挫折が、学園を利用することで高校に進学し、希望と目標が出来ることは、その人の人生に大きな影響を与える。児童自立支援施設(旧:教護院)での高校入試の取り組みは家庭の事情と自分の怠惰な感情で一度は勉強を放棄した者の再挑戦の場でもある。そして、また子ども達にとって高校入試に挑戦することは刺激的な課題でもある。児童福祉法にあるように児童自立支援施設は、不良行為をなし、又なすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童なのである。学園を利用しなければ、中卒で終わり、高校入試にも取り組めないし、高校合格の感激も体験出来なかっただろう。

学園はこうした課題に挑戦し達成感を得ることで、 次の課題に挑戦するエネルギーの原動力と、生きる力 になることを願っているのである。

学園の今後の課題は、高校生活を続ける耐性作りと、高校を卒業する力量をいかに蓄積するかということである。過去の事例にも平成2年度高校入学生は卒業後、短大を出て、幼児教育に携わる仕事に就いている。平成4年度入学生は、高校3年の始めに中退したが、その後、夜間の単位制高校を卒業した。平成10年度入学生は、非行児童を支援する仕事がしたいと福祉大学に進学した。平成15年度入学生に、短大で幼児保育を学んでいる者もいる。

このように施設から高校への進学率の増加や、短大、大学の進学志向ニーズにより、1996(平成8)年1月29日、厚生省児童家庭局家庭福祉課長名で「措置解除後、大学等に進学する児童への配慮について」の通知文を出した。2006(平成18)年8月11日付、朝日新聞ば、大学・短大進学52.3%」と過去最高を達成したと報じた。

児童養護施設(旧:養護施設), 児童自立支援施設 (旧:教護院)入所生の高校・大学への進学意欲は高 まっている。 平成9年児童福祉法改正、平成10年施行され、名称が児童自立支援施設となり法的には義務教育が導入された。(施行後、10年近くなるがまだ義務教育導入準備中の施設がある。)今後、育ちの段階で心に傷を負ってしまった子ども達が、学園から高校・大学に進学し、教育・福祉の分野で活躍する人材に育つことを期待したい。児童自立支援施設は育ちそびれた人の育ち直しの機関であることを考えると、高校進学という課題から高校卒業という次の課題への挑戦が始まっているといえる。

参考文献

- (1) 厚生省育成課 特別育成費の教護院への対象拡大に ついて」 全国児童相談所長会議 平成元年6月21 日
- (2) 厚生省児童家庭課長「教護院入所児童の高等学校進学の取り扱いについて」 平成元年4月10日
- (3) 近畿教護院協議会 教母会資料 平成元年度
- (4) 田中幹夫「学校という名の教護院』「自由と正義30 (4)』 日本弁護士連合会一編1 29・34 1979.4
- (5) 平林義夫「高校通学制度10年のあゆみ『淡海』年報 第19号 滋賀県立淡海学園 36・40 1990 平林義夫「高校通学制度のその後『淡海』年報 第 29号 滋賀県立淡海学園 14・15 2000